

使用料及び手数料の見直しに関する方針  
【改訂版】

令和6年9月

南知多町

## 1. 基本方針の趣旨

---

南知多町には、多くの公共施設が整備されており、町民の皆さまの貴重な財産として日々活用されています。一方、これらの施設には、維持管理のための経費がかかり、その多くは、町民の皆さまからの税金と施設を利用する方々からの使用料によって賄われています。

町は経費の縮減や効率化に努めますが、使用料については長年にわたって据え置かれており、昨今の社会経済状況の変化等を踏まえて、公共施設を利用する人と利用しない人との均衡等を考慮した適正な見直しが必要となります。

また、令和6年4月策定の「緊急財政改善計画」において「受益者負担の適正化」に取り組むとしています。受益者負担の適正化について、現在のサービスの原価を把握し、特定のサービスの提供に必要な経費を利用する方に適正に負担していただくことは、サービスの水準を維持し、本町の財源を必要な事業に適切に配分していく上で重要な取組となります。

そこで、町民の皆さまが利用する公共施設の使用料及び公共サービスの手数料設定にあたって「受益者負担」の基本的な考え方を整理し、統一的な指標を示すことで、使用料・手数料の抜本的な見直しを進めていきます。

令和元年10月に策定した「公共施設の使用料設定に関する基本指針」を「使用料及び手数料の見直しに関する方針」に改定を行いました。今回の改定により公共施設使用料に加えて手数料も見直し対象にしています。

## 2. 基本方針

---

利用者から見れば、使用料・手数料が安価であればあるほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理や運営、サービス提供に要する経費の不足は税金で賄うことになり、町民全体で負担することになります。施設やサービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、受益者に応分の負担をしていただくことが必要と考えます。そこで、受益者負担を原則とします。

使用料・手数料の算定方法を共通的なものとして明らかにすることは、納税者が税負担の適正性をチェックし、利用者自身が負担する使用料・手数料の根拠を知る上でも重要なことと考えます。そこで、町民の皆さまにわかりやすい使用料算定根拠として、統一的な方法で把握した原価を、負担率に応じて利用者と税で分かち合う算定方式を定めます。

### 3. 方針の対象

---

#### ①使用料

使用料の見直しは、使用料を徴収することができる公の施設を対象として行います。ただし、次に掲げるものは対象外とします。

- ・法令等により、全国で統一的な基準等があり、町独自で使用料の設定・変更ができない施設（町営住宅、保育所 等）
- ・独立採算が求められる企業会計の施設（上水道施設、漁業集落排水施設）

#### ②手数料

手数料の見直しは地方自治法第 227 条に基づき、手数料を徴収する事務を対象とします。なお、以下の手数料については見直しの対象外とします。

- ・金額が法令等により定められているもの
- ・国・県等の基準に準じて定められているもの

### 4. 個別の使用料・手数料設定及び改定

---

今後、町民が利用する公共施設使用料・手数料の設定及び改定にあたっては、本基本方針を踏まえるとともに、その時々々の社会情勢や近隣市町における同様施設の使用料・手数料等も含めて検討することとします。また、使用料・手数料の見直しは原則として5年ごとに行います。

ただし、物価等の変動や稼働率、施設の改築などの変化に対応するため、必要に応じて見直すことができるものとします。

### 5. 使用料の算定方法

---

使用料の算定方法のうち、公共施設の使用料の算定については、「算定基準額」に「受益者負担割合」を乗じて算定するものとします。

$$\text{使用料} = \text{算定基準額} \times \text{受益者負担割合}$$

#### (1) 算定基準額の算出方法

使用料に算入する経費は、施設の運営及び維持管理に要する費用で、人件費、維持管理費（経常経費のみ）の合計とします。

- ・人件費（施設の維持管理・貸出業務に係る経費）
- ・維持管理費（光熱水費、清掃費、修繕費、保守・点検委託料 等）

また、算入経費の算出にあたっては、原則として、見直しを行う年度に入手可能な直近3か年度の人件費、維持管理費（経常経費のみ）の決算額の平均値を用いて算出しますが、特殊事情がある場合はそれを考慮して、合理的な費用となるよう調整した費用を用いて算出します。

$$\text{算入経費} = \text{人件費} + \text{維持管理費}$$

#### ①体育館（占用）の算定基準額

体育館については、算入経費をもとに1 m<sup>2</sup>・1時間あたりの単位基準額を算出し、これに貸出面積と利用時間を乗じ、想定される稼働率で割り返して1室（1区画）の利用にかかる算定基準額を算出します。

$$\begin{aligned} 1 \text{ m}^2/\text{hの単位基準額} &= \text{算入経費} \div \text{施設の合計面積} \div \text{年間利用可能時間} \\ \text{算定基準額} &= 1 \text{ m}^2/\text{hの単位基準額} \times \text{貸出面積} \times \text{利用時間} \div \text{想定稼働率} \end{aligned}$$

#### ②屋内施設（占用）の算定基準額【会議室、集会室など】

会議室や屋内の一定のスペースを占有して利用する施設については、体育館と同様の考え方ですが、町民利用を前提としている施設のため、想定稼働率は考慮せず算出します。

$$\begin{aligned} 1 \text{ m}^2/\text{hの単位基準額} &= \text{算入経費} \div \text{施設の合計面積} \div \text{年間利用可能時間} \\ \text{算定基準額} &= 1 \text{ m}^2/\text{hの単位基準額} \times \text{貸出面積} \times \text{利用時間} \end{aligned}$$

#### ③屋外の体育施設の算定基準額【グラウンド、テニスコートなど】

グラウンドやテニスコートなど、一定スペースを不特定多数の人が占有して利用する施設については、算入経費をもとに当該施設の1時間あたりの単位基準額を算出し、これに利用時間を乗じて、1施設（1区画）の利用にかかる算定基準額とします。

$$\text{算定基準額} = 1 \text{ 時間あたりの単位基準額} = \text{算入経費} \div \text{年間利用可能時間}$$

#### ④個人利用施設の算定基準額【トレーニングジムなど】

個人利用施設については、算入経費をもとに利用者1人あたりの単位基準額を算出し、これを1施設の利用にかかる算定基準額とします。

$$\text{算定基準額（単位基準額）} = \text{算入経費} \div \text{年間利用者数}$$

#### ⑤その他の施設の算定基準額

上記①～④による基準額の算出が困難な施設については、その施設の運営・管理や利用の状況などを踏まえて、個別に算定基準額を算出します。

#### （2）受益者負担割合の設定

公の施設には、町民の日常生活に必要不可欠でありながら、市場では供給されないもの、民間でも類似のサービスを提供しているものなど、施設の性質の違いを考慮せず、一律一律な負担を求めると、公平性・公正性を損ないます。そこで、行政サービスを、「必需的／選択的」「市場的／公共的」の視点に基づき、4つの領域に区分し、それぞれに負担割合を設定します。

- ①必需的サービス…町民生活に必要不可欠なサービス
- ②選択的サービス…個人が選択的に利用するサービス
- ③市場的サービス…民間でも同様に提供されている又は提供可能なサービス
- ④公共的サービス…民間ではあまり提供されていないサービス

分類	施設の種類
第1分類	必需的・公共的サービス [公費負担100% 受益者負担0%] 町民生活に不可欠であり、必需的なもので公共性が高く、行政による提供が必要なサービス
第2分類	選択的・公共的サービス [公費負担50% 受益者負担50%] 選択性は高いが、生活や余暇を快適に過ごすための民間にはあまりないサービス
第3分類	選択的・市場的サービス [公費負担0% 受益者負担100%] 生活や余暇を快適に過ごすための行政と民間が共に提供している選択性のあるサービス
第4分類	必需的・市場的サービス [公費負担50% 受益者負担50%] 町民生活に不可欠であり、行政と民間が共に提供しているサービス

公共的 ↑	【第2分類】利用者負担 50%	【第1分類】利用者負担 0%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育館</li> <li>・南知多町大井公民館</li> <li>・南知多町日間賀島公民館</li> <li>・南知多町師崎公民館</li> <li>・南知多町山海公民館</li> <li>・篠島開発総合センター</li> <li>・南知多町町民会館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡船施設</li> <li>・公園</li> <li>・町道 等</li> </ul>
市場性 ↓	【第3分類】利用者負担 100%	【第4分類】利用者負担 50%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動公園 (グラウンド・テニスコート)</li> <li>・総合体育館 (トレーニングルーム)</li> <li>・観光施設 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町営住宅</li> <li>・保育所 等</li> </ul>
市場的	選択的 ←	→ 必需的
	必需性	

## 6. 手数料の算定方法

---

手数料の算定については、1件の手続きにかかる人件費と物件費の合計とし、その役務の提供がそれを必要とする受益者個人の必要によるものであるため、受益者負担割合を100%（実費）として算定し、近隣自治体との均衡を勘案して決定します。

$$\text{手数料} = 1 \text{ 件あたりの人件費} + 1 \text{ 件あたりの物件費}$$

手数料の算出に当たっては、1件あたりの処理時間に応じた人件費と、1件あたりの処理に必要な物件費を合計して算出します。原則として、見直しを行う年度に入手可能な直近3か年度の決算額の平均値を用いるものとします。

$$1 \text{ 件あたりの人件費} = 1 \text{ 分あたりの人件費} \times 1 \text{ 件あたりの処理時間 (分)}$$

$$1 \text{ 件あたりの物件費} = \text{物件費} \div \text{年間処理件数 (直近3か年度実績)}$$

- ・1分あたりの人件費＝主幹・副主幹以下の担当の平均人件費÷年間就業時間
- ・1件あたりの処理時間＝受付、審査、発行処理、交付に要する時間
- ・物件費＝消耗品費、印刷製本費等の直接経費

## 7. 減免の規定

---

「受益者負担の原則」を徹底するために使用料・手数料の減免については、あくまでも「政策的で特例的な措置」とし、高齢者・障がい者への配慮や各種団体活動の支援・促進、あるいは施設利用率の向上について配慮しながらもその適用については、真にやむを得ないものに限定します。

なお、減免適用の基準については、この考え方を踏まえ、別に定めるものとします。

## 8. 受益者負担の適正化のための町の責務

---

受益者負担の考えのもと、人件費や維持管理費が使用料・手数料の算定基準の基礎となることから、町は施設の効率的な管理運営や業務の見直しなどにより経費削減に努めます。使用料収入の確保に向けて施設の利用率の向上を図るとともに利用満足度を高めるなど、施設サービスの向上に努めます。